

道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ

政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、道路・河川の権限移譲について、「関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされたことを踏まえ、現在、全国知事会と国土交通省で協議を行っています。

全国知事会としては、地方分権推進の観点から、道路・河川の権限移譲に積極的に取り組む所存ですが、道路・河川の整備・管理等には多額の財政支出や人員・資機材等の確保が必要です。都道府県が責任を持って移譲を受け入れるためには、権限の移譲と財源等の確保については、一体として方針が示されなければなりません。このため、国土交通省に対して、移譲前と同水準の事務・事業を執行するために直接必要となる財源措置等の考え方を速やかに示すよう要請しています。

しかしながら、国土交通省は、「政府の一員として真摯に対応」するとしながらも、地方分権改革推進委員会が予定している第3次勧告後でなければ、財源措置等の考え方を示すことができないと主張しています。

つきましては、今後の協議を円滑に進め、抜本的な分権改革の推進につなげるため、政府の地方分権改革推進本部として、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を明確に示すよう強く求めます。

平成20年8月4日

地方分権改革推進本部長
内閣総理大臣 福田康夫 様

全国知事会会長
麻生 渡

道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ

政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、道路・河川の権限移譲について、「関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされたことを踏まえ、現在、全国知事会と国土交通省で協議を行っています。

全国知事会としては、地方分権推進の観点から、道路・河川の権限移譲に積極的に取り組む所存ですが、道路・河川の整備・管理等には多額の財政支出や人員・資機材等の確保が必要です。都道府県が責任を持って移譲を受け入れるためには、権限の移譲と財源等の確保については、一体として方針が示されなければなりません。このため、国土交通省に対して、移譲前と同水準の事務・事業を執行するために直接必要となる財源措置等の考え方を速やかに示すよう要請しています。

しかしながら、国土交通省は、「政府の一員として真摯に対応」するとしながらも、地方分権改革推進委員会が予定している第3次勧告後でなければ、財源措置等の考え方を示すことができないと主張しています。

つきましては、今後の協議を円滑に進め、抜本的な分権改革の推進につなげるため、政府の地方分権改革推進本部として、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を明確に示すよう強く求めます。

平成20年8月4日

地方分権改革推進本部副本部長
内閣官房長官 町村信孝 様

全国知事会会長
麻生 渡

道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ

政府の地方分権改革推進要綱（第1次）において、道路・河川の権限移譲について、「関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされたことを踏まえ、現在、全国知事会と国土交通省で協議を行っています。

全国知事会としては、地方分権推進の観点から、道路・河川の権限移譲に積極的に取り組む所存ですが、道路・河川の整備・管理等には多額の財政支出や人員・資機材等の確保が必要です。都道府県が責任を持って移譲を受け入れるためには、権限の移譲と財源等の確保については、一体として方針が示されなければなりません。このため、国土交通省に対して、移譲前と同水準の事務・事業を執行するために直接必要となる財源措置等の考え方を速やかに示すよう要請しています。

しかしながら、国土交通省は、「政府の一員として真摯に対応」するとしながらも、地方分権改革推進委員会が予定している第3次勧告後でなければ、財源措置等の考え方を示すことができないと主張しています。

つきましては、今後の協議を円滑に進め、抜本的な分権改革の推進につなげるため、政府の地方分権改革推進本部として、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を明確に示すよう強く求めます。

平成20年8月4日

地方分権改革推進本部副本部長
内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
増田 寛也 様

全国知事会会長
麻生 渡